

# 「多様な働き方推進に伴う 労務管理上の法的留意点②」

女性や高齢者、外国人など多様な人材が活躍できるよう働き方を見直すために、柔軟な勤務体系や就業形態を検討し、導入する企業が増えています。制度の導入にあたっては、先に成立した働き方改革関連法案を踏まえ、従業員間の公平性を確保するよう配慮が求められます。多様な働き方を実現する制度の導入・運用のために留意すべき点を、改正法を中心に解説します。

## 開催日時等

日時	平成31年1月17日(木) 15:00~17:00
場所	千葉県経営者会館 2階207 千葉市中央区千葉港4-3
内容	【内容】 1. 不合理な待遇差を解消するための諸規定 2. 同一労働同一賃金ガイドライン案 3. 従業員に対する説明義務等
講師	【講師】 弁護士法人リバーシティ法律事務所 弁護士 和田 はる子 氏
対象者	経営者、管理職、人事労務担当者 定員70名
参加費	会員 無料



○ホームページ <http://www.chibakeikyo.jp/event.php> より、お申し込みください。  
(締め切りは1月10日(木)です。)

○お問合せ先 (一社) 千葉県経営者協会事務局 宇野 TEL: 043-246-1158

E-Mail: [unom@chibakeikyo.jp](mailto:unom@chibakeikyo.jp)